

03 事業主(給与支払者)・従業員(納税義務者)の皆さんへ 個人住民税(町・県民税)は特別徴収で納めましょう

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正実施に取り組んできましたが、令和2年度から原則全ての事業主の人を対象に特別徴収(給与からの天引き)を徹底しています。

特別徴収とは

事業主が所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって海田町へ納入する制度です。

事業主は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員※について、個人住民税を特別徴収にする必要があります。

事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間はかかりません。海田町が税額計算を行い、従業員ごとの税額

をあらかじめ事業主に通知します。

※従業員には、パート・アルバイト・短期雇用者・非常勤職員・役員などを含みます。

従業員のメリット

- ・わざわざ金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。
- ・特別徴収は納期が年12回なので普通徴収(個人での納付は年4回)に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

04 所得の申告をお願いします

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

国民健康保険の加入者やその世帯主のうち、前年所得がわからない人を対象に「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。調査票が届いた人は6月末までに必ず申告をお願いします。

※世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や税法上の被扶養者であっても申告は必要です。

所得のない人(給与・アルバイト収入が年間55万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入・押印のうえ、個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、給与収入がある場合は令和2年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)の写しを添付し、返送してください。

所得のある人(給与・アルバイト収入が年間55万円を超える人など)は、次のものを持って税務課で申告してください。

- 令和2年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書
- 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、医療費を多く支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され、支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告をお願いします。

05 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

●こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給対象者

[1]ひとり親世帯

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る)
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※①の人は申請不要です。(5月11日に振り込み済み)

※審査保留により、後日、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が認定された人は、順次案内します。

[2]その他の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)

対象児童を養育する父母などであり、かつ、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税である人または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

[1]・[2]について、申請方法など、くわしくは準備が整い次第、海田町ホームページなどでお知らせします。

- 対象児童 令和3年3月31日時点において、18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)
- 給付額 児童1人当たり一律5万円
- 申請締切 令和4年2月28日(月)